

萩市子ども読書活動推進計画

(平成 25 年度～29 年度)

萩 市

目 次

はじめに	2
第1章 計画策定の背景	3
1. 子どもの読書活動の意義	
2. 子どもの読書活動の現状	
3. 国の動向	
4. 県の動向	
第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	6
1. 計画の趣旨	
2. 計画の目標	
3. 計画の期間	
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	9
1. 家庭・地域	
2. 幼稚園・保育所	
3. 学校	
4. 図書館	
第4章 施策の計画的な推進に向けて	17
1. 図書館との連携・協力	
2. 啓発・広報等の推進	
3. 財政上の措置	
4. 今後の取り組みについて	
資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	18
資料2 「文字・活字文化振興法」	21
資料3 「国民読書年に関する決議」	25
資料4 萩市子ども読書推進計画「具体的な施策」一覧	27

はじめに

読書は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

人は本の世界の中での経験を通してイメージを広げ、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」を高めることができますが、読書はこうした感受性を育むうえで大きな役割を果たします。

急激な社会の変化とともに、子どもを取り巻く読書環境は大きく変わってきており、読書離れや活字離れが進み、価値観が多様化しています。特にパソコンや携帯電話をはじめとする情報メディアの急激な発達は、必ずしも子どもが本に親しめる状況にあるとは言えません。そのような社会の中で子どもが本に接することができるようにするのは大人の大切な役目です。一人ひとりの子どもが置かれた環境は様々ですが、私たち大人は、それぞれできる範囲ですべての子どもがいつでも読書に親しめるような環境を整備する必要があります。

おりしも平成13年には「子ども読書の日」が4月23日と制定されました。また、平成21年の6月には平成22年を「国民読書年」とすることが国会で決議され、読書に関する気運の高まりが見られるようになってきました。このようななかで、萩市の新しい図書館が平成23年の3月に完成しました。今まさに読書に関する環境が整ってきたといえるでしょう。

そこで、このたび萩市では「萩市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進のため、図書館ではどのような活動を行うのか、学校や保育所、幼稚園などにどのような支援ができるのか、地域の人々にどのような役割を期待するのか、市民自身による読書活動を行政はどのように支援するのか、などについて方向性を決めました。

「萩市子ども読書活動推進計画」が、今後さらに萩市の読書活動を推し進め、豊かな心を持つ子どもたちが育っていくことを願っています。

平成25年3月

萩市教育委員会 教育長 中村哲夫

第1章 計画策定の背景

1. 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※1)(平成13年法律第154号)の第2条(基本理念)には、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とあり、子どもにとっての読書活動の重要性が明記されています。

また平成16年2月には文化審議会の答申「これからの時代に求められる国語力について」においても、国語の果たす役割と重要性の観点から、国語力を身につけるための方策としての読書活動のあり方に関して、具体的な提言がなされています。その中で読書習慣を身につけることは、一生の財産として生きる力となるばかりでなく、情報化社会の進展の中で、自ら考え、判断する力を培うためにも、読書は一層必要になるという趣旨の見解が示されています。

子どもは読み聞かせ(※2)や自分で読書することを通して、未知の世界を知り、想像力や創造力を体得し、日常の直接体験では得られない発見や出会いに触れることができます。その体験によって視野が広がり、言葉や心理を理解し、豊かな感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。「読書活動」は、子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを見いだす子どもの成長に欠くことのできない重要なはたらきがあるといわれています。この健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

2. 子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞社が実施した「第57回学校読書調査」(平成23年度調査)によると、10年前に67.0%だった高校生の不読率(1ヶ月の間に1冊も本を読まなかった割合)は50.8%に、中学生は43.7%から16.2%に、小学生は10.5%から6.2%に減少してきています。これは、「朝の読書」など、さまざまな読書活動推進の取り組みによって、子どもが本に触れる機会が増えたこと

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」…子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を図るために制定された法律である。

※2 読み聞かせ…子どもたちに絵本や紙芝居を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

効果が上がっていると考えられます。しかし一方で、よく読まれた本は、映像化されたものや、シリーズものに偏る傾向が見られ、(社)全国学校図書館協議会は、今後は平均読書冊数の数値に一喜一憂するのではなく、読書指導にいつそう力を入れる必要があるとまとめています。

また、文部科学省が平成16年度に実施した「親と子の読書活動等に関する調査」では「読書の好きな保護者の子どもは、読書が好きという傾向が認められる」、「『家に本をたくさん置く』、『(地域の)図書館に連れて行く』などの支援を保護者が行っている場合、その家庭では本を読むことが好きな児童・生徒の割合が高い」という結果が出ています。

これらのことから、子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちを取り巻く家庭や学校、図書館など、地域社会全体での連携した取り組みが大切だといえます。

3. 国の動向

国は、読書のもつ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国をあげて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、その中で子ども読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにしています。平成14年8月に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年度～19年度)を策定し、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、総合的に読書環境の整備を推進することを求めています。

さらに平成20年3月には、この計画の取り組みと成果を踏まえ、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(2次計画)」の閣議決定をし、6月に図書館法の改正、国、地方公共団体、関係機関の連携を強調するとともに主要施策の数値目標を定め、子どもの読書活動推進に関する施策の一層の充実を図っていく、としています。

この間、平成17年には、文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた「文字・活字文化振興法」を制定し、5周年にあたる平成22年を「国民読書年」と定め、政官民協力の下で国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されています。

また、平成21年6月に公布された著作権法の一部を改正する法律が、一部を除いて平成22年1月から施行され、視覚著作物をそのままの形で利用することが困難な人のために、求める著作物に対して録音、拡大、映像化などの加工を施すことが可能になりました。

教育に関しては、平成18年12月に教育基本法が改正され、これを受けて学校教育法の改正があり、義務教育の目標として「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されました。また、改訂された「学

習指導要領」では言語に関する能力の育成を図るために学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切であると述べられており、子どもの読書振興に関わりの深い法律の整備状況が大きく変化しました。

4. 県の動向

山口県内では、平成12年の「子ども読書年」の全国的な盛り上がりの中で、いち早く、民間の読書関係者が「山口の子ども読書年」推進実行委員会を組織して活発な活動を展開しました。翌年には、「こどもと本ジョイントネット21・山口」と改称して全県ネットでの子どもの読書活動の推進に取り組みました。さらに平成14年には、子ども読書活動優秀団体として文部科学大臣表彰を受けました。

山口県教育委員会においても、これまでの取り組みを充実するため、平成14年度から官民の読書関係者で構成する「山口県子ども読書活動推進会議」を設置して、県内の子どもの読書活動の推進を図るための調査・検討を行うとともに、子ども読書フォーラムの開催等による啓発活動を開始しました。

そしてその後「山口県教育ビジョン」のプロジェクト再編において、重点プロジェクトである「豊かな心育成プロジェクト」に「子どもの読書活動推進」を位置づけ、新たな取り組みを開始しました。こうした取り組みをより実効性のあるものとするために、平成16年10月に「山口県子ども読書活動推進計画」を策定しました。さらに、平成21年3月、国の新しい基本計画及び山口県のこれまでの取り組み・成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動をより一層推進するため、山口県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示す第2次計画(平成21年～24年)を策定しました。

第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

この「推進計画」は子どもの発達段階に応じて様々な取り組みを展開することで、大きな効果が発揮されます。次に示すような子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけ、読書のもつ大きな力で子どもの成長を支えていくことを目的としています。

子どもたち一人ひとりの読書活動が高まっていくように、また、読書が子どもの成長過程における栄養となるように、読書活動の環境を総合的に整えていきます。

・胎児期

受精後8週以後から出産までの期間でも胎児の耳が聞こえていることは医学的に証明されています。豊かな言葉の語りかけは胎児にとって非常に有益ですし、妊婦がリラックスしている状況は胎児によい影響を与えるので、この時期に胎児への語りかけを推進します。この早い時期での働きかけは保護者への読書啓発にもつながります。

・乳児期

乳児期は心身の成長のうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、親をはじめとするまわりの大人たちが愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し、豊かな感性が育まれます。この時期に親子で一緒に絵本をみることは子どもにとってことばの獲得だけではなく、スキンシップを通して親子の絆を深める重要な役割を果たします。このように絵本をみる楽しい時間を、早い時期から習慣として持つことが必要です。

・幼児期

この頃になると幼稚園や保育所に通う子どもも多く、集団生活を経験することで少しずつ自分の世界が広がっていき、友だちもできてことばも豊かになり、少しずつ日常会話ができるようになります。また、絵本の簡単なストーリーがわかるようになり、日常生活において絵本の中の出来事をまねたり、話をするなど、十分に絵本の世界を楽しむことができます。子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためには、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、また子どもが成長していく過程で困難なことに出会った時、励まし、希望を与え続けるものとなります。

・小学生

小学校は子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、この世代における読書活動推進の中心的な役割を果たす場所です。

低学年のうちには文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はないようです。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、読んであげることが必要です。こうして本の楽しみを味わった子どもは、中学年以上になると読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。ただし、それらの本は普段自分では手に取らないことが多いので、学校や図書館などで上手に紹介してあげる必要があります、そのためにブックトーク(※3)はとても効果的な方法です。また、家庭でも楽しんで読書する習慣をつけることが大切です。

・中学生から高校生

中学生・高校生期においては、多様なメディアに触れる機会が増えることから、読書に対する関心が低下しないように働きかけを行います。

思春期を迎えるこの時期は身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱える時期です。個人の好みを読書にも表れるので、本をよく読む子どもと読まない子どもに分かれます。しかし、悩みや問題と向き合ったときに読書を通して課題を解決できることもあり、そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが大切です。一方、高度な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなり、生涯にわたって豊かな読書生活を送る上での基礎を築く大切な時期でもあるので、家庭や社会はこの年代の子どもたちに十分な情報提供を行っていきます。

2. 計画の目標

1. 家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校・図書館それぞれの役割を明確にし、それに応じた取り組みが主体的にできるよう働きかけていきます。また、相互に連携・協力した取り組みができるよう、ネットワークを構築していきます。

2. 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

子どもの読書習慣を培い、知識・想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図ります。また、読書活動を支援する専門的職員の資質向上、学校

※3 ブックトーク…一つのテーマに沿っていろいろな種類の本を紹介していき、違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくる。

や幼稚園・保育所等で活動している読書ボランティアへの情報提供を行い、その活動を支援していきます。

3. 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。山口県の子ども読書支援センター等の支援を受けながら講演会・研修会・イベント等の読書活動関連の事業を行い、広く啓発活動を進めます。また、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求めていきます。

3. 計画の期間

この計画の実施期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 家庭・地域

家庭は子どもの人格形成を図る上で大切な基礎となる場所です。子どもが家庭において読書の習慣を身に付けるためには、周囲の大人が読書に親しむ姿を見せたり、子どもの成長に合わせて「語りかけ」や、「読み聞かせ」などを積極的に実施し、子どもの目や耳を通して読書の素晴らしさを伝えていく必要があります。

また、地域の公民館の図書コーナーは、子どもが本と出会い自由にふれあうことのできる身近な場所です。そこで、子どもたちが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しめる読書環境を整えていきます。

(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

① ハローブック事業(※4)の推進とフォローアップ

子どもがはじめて絵本にふれたり、見ること聞くことの楽しさを体験するためには、保護者に早い時期から本とふれあうことの大切さを理解してもらう必要があります。胎児への豊かな言葉の語りかけを推進するために、母子健康手帳交付時にハローブックセットを配布して、早い時期からの子どもの読書に関心をもってもらえるように、案内していきます。

さらに、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援するために、乳幼児の発達段階に応じた子どもと本を結びつける情報を提供するフォローアップをしていきます。

② おはなし会や子ども行事への参加の呼びかけ

図書館やわくわく子ども図書館などで開催している季節の行事やおはなし会などを周知するために、チラシや広報誌、ホームページ等で参加を呼びかけていきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

① 地域の施設と図書館の連携による読書活動の充実

図書館の団体貸出により公民館など、地域の読書施設にある図書コーナーの充実に努めます。また、おはなし会や読み聞かせの際に本を提供し協力するなど、地域の中で読書に親しむ環境整備をしていきます。

わくわく子ども図書館においては、図書館と読書ボランティアが連携を図り、年間を通して楽しい行事を実施します。

※4 ハローブック事業…ハローブックセット(「0,1歳におすすめ絵本」のリスト、図書館の「利用案内」「図書館貸出カード申込書/読書通帳申込書」)を、母子健康手帳交付時に保護者へ手渡しする事業である。

② 子どもの読書推進者との連携及び支援

日常的に子どもの読書活動を推進している人たちと連携し、子どもの読書活動推進に係わる行事や研修の開催と情報提供などの支援を行います。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

① 読書活動関連の情報提供

「子ども読書の日」(※5)と、春の「こどもの読書週間」(※6)、秋の「読書週間」(※7)、長期休暇には、子どもが本と出会うための積極的な取り組みを行ないます。読書に関する様々な情報を家庭、地域へと発信し子どもの読書活動への関心を高めていき、その重要性についての理解を促すために、子育て支援施設や関係機関に情報を提供していきます。

特に読書週間は本とのふれあいを再認識する絶好の機会であり、啓発活動のための広報や行事を開催します。

② 「家読(うちどく)」(※8)の推奨

子どもが読書の習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも身近に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけになります。また、家庭での読書を習慣付けることは、テレビやコンピューターゲームなどの電子メディアとの過度の関わりを軽減し、生活習慣を整えることにもつながります。図書館では、家庭での読書環境が整備されるよう「家読」を推進することを啓発していきます。

2. 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所は子どもたちが早い時期から本と出会う場所となり、本は子どもたちの身近なものとして存在します。本を通じて子どもたちと先生、友だち同士がさまざまなことに関心を持ち、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かなものにしてい

※5 「子ども読書の日」…平成13(2001)年12月に施行された「子どもの読書活動推進に関する法律」のなかで、4月23日は子ども読書の日として制定された。

※6 こどもの読書週間…昭和34(1959)年にはじまり、2000年の「子ども読書年」を機に、期間を4月23日～5月12日とした。

※7 読書週間…昭和22(1947)年に始まり、10月27日～11月9日まで。

※8 「家読」…「家読」は「家庭読書」の略で、「うちどく」と読む。学校での「朝の読書」を手本に家庭でも読書を習慣付けようと、平成17(2005)年に書籍等の取次会社(株)トーハンが提唱し始まった読書運動である。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族と一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。

きます。そして本は生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものです。そのために、幼稚園・保育所では年齢に応じた絵本を選んで読み聞かせをして、本に親しむきっかけづくりをすることが大切です。

(1) 幼稚園・保育所での子どもの読書活動の推進

① 団体貸出・貸出文庫の実施と利用の呼びかけ

幼稚園・保育所に対して園児の読書意欲の向上と読書環境の充実のため、団体貸出(※9)・貸出文庫(※10)の利用の呼びかけをしていきます。教諭、保育士と連携し子どもの希望に沿った本を整備し提供していきます。

② 移動図書館車の利用促進

図書館から遠距離にある地域や図書館への来館が困難な幼稚園・保育所の園児の読書環境の支援ができるように移動図書館車「わくわく号」「まなぼう号」を運行しています。蔵書の充実に努めるとともに、子ども達の興味や関心に応える図書を提供していきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

① 幼稚園・保育所の図書環境の充実

幼稚園・保育所の図書環境を充実させるために、年齢に応じた図書リストなどの情報を提供します。図書館と幼稚園・保育所が連携をとりながら団体貸出・貸出文庫により園の図書コーナーの充実を支援していきます。

② 推進者への支援

教諭や保育士の読書活動に関する資質の向上や幼稚園・保育所等で活動している読書ボランティアのスキルアップのため、読書活動関連の講演会や研修会などの参加を促進し支援をしていきます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書活動の推進を広く知ってもらうために、読書活動関連行事やイベントなどの情報を提供していきます。また、子どもの発達段階や読書への興味・関心を踏まえた質のよい本や絵本が選べるように、教諭や保育士に講演会や研修会などの読書活動関連の啓発活動を進めます。

※9 団体貸出・・・公共施設、公共団体その他子ども会などの団体に対する図書館資料の貸出で、随時必要な時に利用でき、長期貸出も可能なサービスである。

※10 貸出文庫・・・ある程度の量の本を図書館で揃え、定期的に読書グループや職場、公民館、学校、保育所や幼稚園などへ貸出しサービスをすることである。

さらに、幼稚園や保育所、保護者に読書通帳（※11）を知ってもらうためにポスターやチラシなどを作成し、読書通帳の広報活動に取り組みます。

3. 学校

学校図書館は読書センター、学習センターとして子どもたちの読書経験や学習活動を豊かなものにしていく役割を担っています。

そこで市内の小中学校、高等学校では、子どもの成長に応じた読書活動の充実を図っていきます。子ども一人ひとりが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるようにサポートし、子どもたちが自分の考えを広げたり深めたりする能力が育つ環境を作ります。

(1) 学校での子ども読書活動の推進

① 学校の読書指導・読書活動への支援

「朝の読書」（※12）などの一斉読書の時間に子どもたちが「読みたい」と思う気持ちを触発するようなブックリストの配布やブックトークによる本の紹介をしていきます。

② 学校との連携による団体貸出、貸出文庫の充実と促進

総合的な学習や調べ学習（※13）などにおいて、授業担任と連携し授業内容が深まる様々な資料を揃え、団体貸出や貸出文庫の活用を促進していきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

① 学校図書館の運営に対する協力・支援

学校図書館の運営は司書教諭・学校司書等を中心に全教職員連携のもとに行うことが理想ですが、実際には市内の学校に学校司書が配置されていないのが現状です。そのため、学校図書館活動を促進していくために必要な資料情報を提供し研修会などを開催して、その活動をサポートしていきます。

② 学校図書館の資料の充実と整備

各教科の学習を進める上で必要な図書の情報提供と学校図書館の整備・充実を図る

※11 読書通帳…借りた資料の記録を残すことができ、子どもの読書意欲向上を目的に、平成23年3月に萩図書館で導入した。中学生以下は無料で作ることができる。

※12 「朝の読書」…学校で毎朝始業前に児童生徒教職員全員が本を読む運動である。1988年、千葉県の高教諭 林公（はやしひろし）氏が提唱して実践したのが始まり。

※13 調べ学習…子どもが自分自身の力で課題を設定し計画を立てて解決する、自ら学び自ら考える自主的、自発的な学習方法である。

うえで必要な支援をしていきます。学校と連携・協力して多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館になるよう支援していきます。

③ 学校図書館の蔵書のデータベース化と図書館ネットワーク

学校図書館の蔵書の適切な管理運営と調べ学習に必要な資料を有効活用するためには、学校図書館管理システムの導入と蔵書のデータベース化が望まれます。このことより、学校図書館間の横断検索システム(※14)が可能になり資料の共有化が図られます。これらのネットワークを構築する際には学校図書館と連携し協力体制を整えていきます。

④ ボランティア団体との連携・協力

学校図書館を運営していくにあたり、保護者や地域のボランティア、読書ボランティア団体などの活動は、児童生徒の読書意欲を高め読書に親しむ習慣の育成に必要な不可欠なものとなっています。また、学校図書館を整備していくうえでも大きな力になると考えられます。そこで、それぞれのボランティア団体に対して、情報提供、研修会などを開催してより充実した活動ができるように、連携・協力を図ります。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

家庭での読書を推進するため「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」「秋の読書週間」にはその意義を十分理解してもらえるように、学校や各ボランティア団体と協力して読書関連行事や講演会を開催し、保護者への働きかけをしていきます。

また、保護者が集まる機会を利用して、成長時期にあわせた図書リストの配布や読書に関する情報を提供していきます。

4. 図書館

図書館は、子どもが豊富な図書資料の中から自由に選択し、読書を楽しんだり、知識を得たりすることができる場です。また、保護者にとっては、子どもと一緒に読む本を選択したり、子どもの読書について職員等に相談することができる場所です。これからも子どもの読書活動推進の拠点となる施設としての専門的役割が期待されています。

子どもたちがたくさんの良い本と出会えるような環境整備を総合的に行いながら、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

(1) 図書館での子どもの読書活動の推進

① ネットワーク化によるサービスの推進

萩市では、萩図書館、須佐図書館、明木図書館の全3館の図書館が統合された図書

※14 縦断検索システム…それぞれの図書館の蔵書の有無を横断的に調べることができるシステムである。

館システムにより、資料の貸出や予約の受付等を行い、また効率のよい検索ができるようにしています。さらに子どもの読書活動に役立つよう読書通帳を導入しています。

このことにより、読書や図書館への関心を高めてもらうようにしています。

② 団体貸出の実施

幼稚園・保育所・小中学校・ボランティア団体等の団体に対して、希望に沿った本を長期間まとめて貸出しています。また、大型絵本や大型紙芝居は、団体に限り貸出しをしています。子どもの読書活動推進をしている団体のために、様々なニーズに応えられるよう蔵書の充実に努めます。

③ 貸出文庫の実施

子どもの読書活動を推進する上で、子どもの身近な場所に本がある環境をすることが大切です。そのため幼稚園・保育所・小中学校・公民館等に定期的に必要な本の貸出しをしていきます。

④ 移動図書館車の巡回

図書館から遠距離にある地域や図書館への来館が困難な子どもの読書活動の支援ができるように、移動図書館車「わくわく号」「まなぼう号」を運行しています。

また幼稚園・保育所・小学校等を定期的に巡回訪問しており、子どもたちにとって幅広い分野の本にふれるよい機会となっています。さらに子どもたちの興味や関心に応える本を提供できるよう蔵書の充実に努めます。

⑤ 学校への協力

授業内容に沿った資料の提供、調べ学習に役立つ資料の提供などの支援をしていきます。さらに学校図書館の横断検索システムの導入を視野に入れて、学校図書館活動に協力をしていきます。また学校図書館活動や子どもの読書推進に関する研修会、読書活動関連行事等の紹介及び情報の提供をしていきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者への支援

① 蔵書の充実

子どもの幅広い知的要求や子ども読書活動推進者のために蔵書の充実に努めます。特に乳幼児の本の充実に努めます。さらに発達段階に応じた児童コーナーやティーンズ(※15)コーナーを設け、子どもたちの読書のニーズに応えられるよう蔵書の充実に努めます。

② 子どもの図書コーナーの充実

発達段階に応じた子どもの図書コーナーでは、本に興味をもってもらうためにレイ

※15 ティーンズ…中高生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。

アウトの工夫をした特集コーナーを設置しています。さらに図書リストを作成して、年齢に応じた子どもが利用できる館内環境を確保していきます。また市内に居住する外国人の子どものために、外国語図書資料の収集も進めていきます。

③ 電子図書館

家庭のインターネットと接続されたパソコンの画面上で、いつでも電子書籍を借りて読むことができます。問題集、3D（3次元画像）の動物図鑑、言語学習のできる音声付のものや萩図書館所蔵の貴重資料を見ることができます。

④ 読書に障がいのある子どもへのサービス

読書に障がいのある子どもの読書活動を支援するために、「点字絵本」(※16)や「布の絵本」(※17)「DAISY図書」(※18)等の充実に努めます。

⑤ 読書活動ボランティアの活動支援とおはなし会の協力

子どもの読書活動にかかわる団体との連携を図りながら、ボランティアの協力によるおはなし会を開催していきます。また、これらの活動には幅広い知識や技能・技術が必要となるため、研修会や講習会を開催して資質向上を図るとともに、新しい人材の育成に努めます。

⑥ 図書館職員の資質の向上

子どもの読書環境の充実のため、子どもの発達段階に応じて子どもと本を結びつける技術をもった職員を養成するための研修に努めます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

① 図書館行事の開催

未就園児対象のおはなし会、幼児・小学生対象のボランティア団体によるおはなし会等では、子どもたちに楽しく本と出会える機会を提供しています。特に、お正月やクリスマスなどの季節に合わせたイベントやおはなし会を開催しています。さらに図書館に親しみ図書館の利用を促すために、おはなし会や子ども向けの楽しい行事の充実に努めます。

※16 「点字絵本」・・・視覚障がいを持つお母さんやお父さんがお子さんと一緒に楽しめるように文章部分に透明の点字シートを貼った絵本である。

※17 「布の絵本」・・・布などを使い、アップリケなどの手法で作られた絵本である。ひもやボタン、スナップ、マジックテープなどで絵がとりはずせるようになっており、肢体不自由児や視覚障がい児の機能訓練のために開発された。

※18 「DAISY図書」・・・DAISYは世界共通の国際的録音資料製作方式として採用されたものである。マルチメディアを使った表現を記録し、弱視者や学習障がい、読字障がい、知的障がい、その他何らかの障がいのために通常の読書が困難な人や高齢者まで、使用可能な図書として作成されている。

② 図書館見学・職場体験の受け入れ

小学生の図書館見学、中学・高校生の図書館職場体験を受け入れています。今後も積極的に図書館見学、職場体験を通じて、読書の楽しさや大切さに気づいてもらい、図書館に行くきっかけづくりを支援していきます。このような体験を通して、図書館を身近に感じる子どもが増えることは、将来の図書館の利用者の拡大につながります。

③ 啓発・広報活動の推進

子どもにとっての読書活動への関心と理解が、市民の間に広く深まっていくように子ども向けの読書活動やイベントの内容をホームページや地域メディア等を利用して、情報提供をしていきます。子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことで、読書環境の一層の充実に努めます。また、他の機関や団体による子ども読書活動関連行事等の情報提供も行っていきます。

第4章 施策の計画的な推進に向けて

(1) 図書館との連携・協力

図書館は読書活動の推進拠点として、関係機関と相互の情報交換や取り組みの調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

(2) 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への関心と理解が市民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動の推進を広く市民に紹介していきます。

(3) 財政上の措置

この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財源の確保に努めます。

(4) 今後の取り組みについて

本計画の推進拠点を図書館とし、円滑な推進に努めていきます。また、今後の推進状況等を検討していく機関は「萩市立図書館協議会」とし、この推進計画の取り組み等について総合的な意見を求めていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国民読書年に関する決議

平成20年6月6日

参議院本会議

国民読書年に関する決議（第169回国会、決議第2号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（笹川堯君外12名提出）

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外6名発議)

萩市子ども読書活動推進計画「具体的な施策」一覧

計画の方向性	具体的な施策内容	実施機関 (所管課)
--------	----------	---------------

家庭における取組

読書について理解の促進を図る	○読み聞かせや季節に応じた行事等の開催の充実	市立図書館 (萩・須佐・明木図書館)
ハローブック事業の実施	○母子健康手帳交付時に「0,1歳におすすめの絵本」「利用案内」「図書館貸出カード申込書」「読書通帳 申込書」を手渡す	保健センター (健康増進課) 総合事務所 市立図書館
絵本に関する情報提供	○おすすめ絵本リスト等を作成・配布	市立図書館

公民館等における取組

子どもや保護者の読書活動への興味・関心を深める	○「絵本の読み聞かせ」「家庭での読み聞かせの仕方」等の講座開催	公民館 (文化生涯学習課)
子どもが多様な本を手にとって楽しめるよう、環境の充実に努める	○公民館図書コーナーの環境整備	
公民館文庫の蔵書数の充実に努める	○市立図書館による団体貸出の積極的な活用	
地域住民に対する広報の充実に努める	○公民館だより、児童館だより、掲示や「おすすめの絵本(市立図書館より)」等の情報提供	
読み聞かせ団体への支援を充実、連携による活動の推進	○読み聞かせ団体等への活動場所の提供	
児童館や子育て関係機関との交流を図る	○共催行事の開催	

幼稚園・保育所等における取組

読み聞かせ活動の充実	○読み聞かせ等の職員研修の充実	幼稚園(教育委員会総務課) 保育所(子育て支援課)
絵本の好きな子どもを育成	○園文庫の充実	
	○絵本を身近に楽しめる環境作りの充実	
	○園文庫の貸出の促進	
地域子育て支援施設として施設の拡充や機能の充実	○未就園児への幼稚園文庫開放日の設置と読み聞かせ会の開催	
保護者の絵本への関心を高めるための啓発	○絵本の読み聞かせや講演会の開催	
	○親子読書の推進	
	○市立図書館団体貸出の積極的活用の促進	

小・中学校における取組

学校図書館の充実・改善を図る	○年間指導計画の作成	学校 (学校教育課)
読書に対する子どもの意識を啓発、読書に親しむ機会を増やす	○図書館見学や職場体験学習の推進	
	○多様な読書活動の展開	
	○利用しやすい配架や掲示の工夫	
学校図書館の運営や読書活動に関わる人材の配置・養成	○学校図書館担当教員の研修の実施	
	○司書教諭や学校司書の配置の推進	
	○司書資格を有する学校図書館指導員の配置の推進	
	○読書活動への保護者や地域ボランティアの活用	
図書館資料の充実・更新に努める	○図書資料整備のための予算確保	
	○適正な廃棄・購入による図書資料の更新	
学校図書館間や市立図書館との連携・協力体制の構築	○学校図書館運営や読書活動に関する情報交換	

市立図書館における取組

予約、搬送、貸出等のシステムの拡充	○団体貸出・移動図書館によるサービスの充実	市立図書館 (萩・須佐・明木図書館)
幅広い図書館サービスの充実と環境整備	○計画的な図書資料の購入	
	○児童書コーナー、子ども図書館の蔵書の充実	
	○ティーンズコーナーの充実	
	○障がいのある子どもが利用しやすい資料の収集	
	○外国語で書かれた絵本や児童図書の収集	
	○子どもの読書案内相談の対応	
職員体制の整備	○図書館職員研修の充実	
子ども向け行事の充実	○子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせやお話し会等の諸行事の実施	
保護者対象子どもの読書活動を推進するための行事等の開催	○本の帯コンクールの開催	
	○読書通帳の普及	
	○子どもの読書活動に関わるボランティアに対する読み聞かせの方法・本の選び方与え方の研修会の実施	
図書館行事や読書に関する情報提供	○ホームページ等を活用し、児童読書関連の情報発信	
	○新規に購入した児童書リストの作成	
	○おすすめブックリスト等を作成・配布	
他の公立図書館との連携	○児童図書の相互貸借、レファレンス・サービスの協力の強化	
学校図書館との連携	○学習用図書等の団体貸出の充実	
	○図書館訪問、職場体験学習の受入	
幼稚園や保育所等、公民館や児童館等の連携	○団体貸出の充実	
	○お話し会や児童図書に関わる各種の相談に対応	
「子ども読書の日」の周知を図る	○特別行事の開催	
	○広報活動の実施	